

【 画像診断 】

149 脳梗塞の診断時におけるＣＴ撮影とＭＲＩ撮影の併算定について

《令和６年４月３０日》

○ 取扱い

脳梗塞の診断時におけるＥ２００ コンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）「１」ＣＴ撮影とＥ２０２ 磁気共鳴コンピューター断層撮影（ＭＲＩ撮影）の併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

脳梗塞の診断を行う上で、互いに得られる情報が補完的に異なるコンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）と磁気共鳴コンピューター断層撮影（ＭＲＩ撮影）双方の実施は有用である。

このため、脳梗塞の診断時におけるＥ２００ コンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）「１」ＣＴ撮影とＥ２０２ 磁気共鳴コンピューター断層撮影（ＭＲＩ撮影）の併算定は、原則として認められると判断した。